

少 対 第 1 9 3 号
令和 6 年 4 月 2 2 日

病院・診療所
(歯科医業を行うものを除く)
障害者支援施設
障害児入所施設
母子生活支援施設
児童養護施設
児童自立支援施設
婦人保護施設

の長 様

石川県健康福祉部少子化対策監室
子 育 て 支 援 課 長
(公 印 省 略)

医療機関、障害者施設等における旧優生保護法に関連した資料の
保全について (再依頼)

平素より、本県の医療、福祉の推進にご尽力いただき深く感謝申し上げます。

標記の資料保全について、「医療機関、障害者施設等における旧優生保護法に関連した資料の保全について (依頼)」(平成 30 年 4 月 27 日付け少対第 3 6 6 号・医第 3 1 8 号・障福第 3 8 8 号) 及び「医療機関、障害者施設等における旧優生保護法に関連した資料の保全について」(令和 4 年 9 月 6 日付け少対第 1 4 8 3 号) にて依頼しているところですが、今般、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、一時金の請求期限が 5 年延長されたことに伴い、別添のとおり、厚生労働省より、改めて当該資料の保存依頼がありましたので、貴施設において現時点で保有している関連資料がある場合には、下記により適切に保存を継続していただきますようご協力願います。

記

1 旧優生保護法に関連した資料の保存について (再依頼)

旧優生保護法下において作成等が行われ、現時点で別記施設及び機関が保有している旧優生保護法に関連した資料や記録 (以下「関連資料」という。) について、保存期限を問わず、当分の間廃棄せず、保存を継続すること。

2 医療機関・福祉施設が統廃合する場合における関連資料の保存について

関連資料については、以下のとおり対応されたいこと。

(1) 医療機関・福祉施設が統合される場合

医療機関・福祉施設が統合される場合は、承継先の施設において、適切に関連資料を保存すること。

なお、この場合の、承継先の医療機関・福祉施設への資料の提供については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第27条第5項第2号の「合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合」であり、承継先の医療機関・福祉施設は第三者に該当しないことから、本人の同意がなくても提供が可能であること。

(2) 医療機関・福祉施設が廃止される場合（承継先が存在しない場合）

医療機関・福祉施設が廃止される場合（承継先が存在しない場合）は、医療機関・福祉施設が廃止された時点の管理者において関連資料を保存することが適当であるが、廃止時点において、管理者が不在の場合は、一時金の請求者に係る調査を実施することになる県において関連資料を保存すること。

特に、「医療機関・福祉施設における優生手術に関する個人記録の保有医療機関・福祉施設における優生手術に関する個人記録の保有状況の調査について（依頼）」（平成30年7月13日付け子発0713第2号第2号）において、優生手術に関する個人記録が「ある」又は「ある可能性がある」と回答した医療機関・福祉施設が廃止の届出を出す場合には、県に関連資料の保存について相談すること。

(3) その他留意事項

保存に当たっては、患者の秘密が守られ、紛失が防止されるような方法、患者の秘密が守られ、紛失が防止されるような方法によるべきであること。

また、保存に当たっては、これらの資料が、旧優生保護法一時金支給法第8条の都道府県知事等による調査等の事務において必要となる可能性があることに留意すること。

【事務担当】

健康福祉部少子化対策監室母子保健G
TEL 076-225-1424 / FAX 076-225-1423